

農業経営統計調査規則の一部を改正する省令  
 農業経営統計調査規則（平成六年農林水産省令第四十二号）の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>（調査期間）  <b>第四条</b> 調査は、農林水産大臣が定める調査期間について行う。  <b>第六条</b> 調査は、次に掲げる事項について行う。</p>	<p>（調査期間）  <b>第四条</b> 調査は、毎年一月一日から十二月三十一日までの期間について行う。  <b>第六条</b> 調査は、次に掲げる事項（世帯である農業経営体（以下「個別経営体」という。）についての調査のうち農業経営に関与していない世帯員に関するものにあつては、第四号ハ及び二並びに第六号ハに掲げる事項を除く。）について行う。</p>

○国土交通省令第八十九号

鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）第二十一条及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第十四条（第三十一条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、動力車操縦者運転免許に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。  
 平成三十年十二月二十五日

国土交通大臣臨時代理  
 国務大臣 吉川 貴盛

改正後	改正前
<p>（試験の免除）  <b>第九条</b>（略）  <b>第十八条</b>の二 国土交通大臣又は地方運輸局長は、必要があると認めるときは、養成所の指定を受けた者に対し、講習の業務の実施状況及び講習の用に供する施設その他の物件について報告を求め、又は監査を行うことができる。</p>	<p>（試験の免除）  <b>第九条</b>（略）  <b>第十八条</b>の二 国土交通大臣又は地方運輸局長は、必要があると認めるときは、養成所の指定を受けた者に対し、講習の業務の実施状況及び講習の用に供する施設その他の物件について報告を求め、及び監査を行うことができる。</p>

附則	施行期日
<p>（施行期日）  <b>第一条</b> この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。  <b>第二条</b> この省令の施行前に既に開始されている農業経営統計を作成するための調査については、なお従前の例による。</p>	<p>（経過措置）  <b>第一条</b> この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。  <b>第二条</b> この省令の施行前に既に開始されている農業経営統計を作成するための調査については、なお従前の例による。</p>

- 二（略）
- 三 経営耕地面積
- 四 農業経営体の財産に関する次の事項
  - イ（略）
  - ロ 農産物及び農業生産資材の在庫
  - ハ・ニ（略）
- 五（略）
- 六 農業経営体の収入及び支出に関する次の事項
  - イ・ロ（略）
  - ハ 農外事業収入及び農外事業支出
  - ニ・ホ（略）
  - 七・ハ（略）
- 二（略）

- 二（略）
- 三 経営耕地面積その他農業経営体を使用する土地の面積
- 四 農業経営体の財産に関する次の事項
  - イ（略）
  - ロ 農産物及び農業生産資材の在庫量
  - ハ・ニ（略）
- 五（略）
- 六 農業経営体の収入及び支出に関する次の事項
  - イ・ロ（略）
  - ハ 農外収入及び農外支出
  - ニ・ホ（略）
  - 七・ハ（略）
- 二（略）

別表四（第九条関係）

試験の免除を受けることができる者		免除する試験
(略)	(略)	(略)
第九条第一項第三号に掲げる者	甲種又は乙種の電気車の運転免許を受けている者 （第三条第二項の規定により地方運輸局長が動力車の操縦の範囲を限定した運転免許を受けている者を除く。）であつて、新幹線電気車運転免許を受けようとするもの	身体検査 適性検査 筆記試験のうち動力車の構造及び機能に関するもの
(略)	甲種又は乙種の運転免許を受けている者であつて、新幹線電気車運転免許を受けようとするもの のうち前欄に掲げるもの以外のもの	身体検査 適性検査
(略)	第一種磁気誘導式電気車運転免許又は第一種磁気誘導式内燃車運転免許を受けている者であつて、新幹線電気車運転免許を受けようとするもの	身体検査 適性検査
(略)	(略)	(略)

別表四（第九条関係）

試験の免除を受けることができる者		免除する試験
(略)	(略)	(略)
第九条第一項第三号に掲げる者	甲種又は乙種の電気車の運転免許を受けている者 （第三条第二項の規定により地方運輸局長が動力車の操縦の範囲を限定した運転免許を受けている者を除く。）であつて、新幹線電気車運転免許を受けようとするもの	身体検査 筆記試験のうち動力車の構造及び機能に関するもの
(略)	甲種又は乙種の運転免許を受けている者であつて、新幹線電気車運転免許を受けようとするもの のうち前欄に掲げるもの以外のもの	身体検査
(略)	第一種磁気誘導式電気車運転免許又は第一種磁気誘導式内燃車運転免許を受けている者であつて、新幹線電気車運転免許を受けようとするもの	身体検査 適性検査
(略)	(略)	(略)

附則  
この省令は、公布の日から施行する。

告 示

○内閣府告示第一号  
復興庁

内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第六十七條第二項、復興庁設置法（平成二十三年法律第二百五号）第二十條第二項及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第五十号）第二十五條第二項の規定に基づき、平成三十年十月一日現在の行政機関の組織を次のとおり告示する。  
平成三十年十二月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 1 内閣府  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
内閣府特命担当大臣  
内閣官房副長官3  
内閣府副大臣3（復興副大臣の職を兼ねる副大臣を除く。このほか、他省の副大臣の職を占める者をもって充てられる副大臣を置くことができる。）

内閣府大臣政務官3（このほか、他省の大臣政務官の職を占める者をもって充てられる大臣政務官を置くことができる。）  
事務次官

1 本府  
内閣府審議官2

- A 内閣官房  
内閣官房長官、総括審議官、政策立案総括審議官、少子化・青少年対策審議官、審議官18（併任の者を除く。うち2は内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれる。）、参事官9（併任の者を除く。うち3は内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれる。）、総務課、人事課、会計課、企画調整課、政策評価広報課、公文書管理課、政府広報室、厚生管理官、政策統括官8【参事官41（併任の者を除く。）】  
独立公文書管理監【参事官2（併任の者を除く。）】

賞典局【総務課、審査官3】  
男女共同参画局【総務課、調査課、推進課】  
沖縄振興局【総務課、参事官4】

B 重要政策に関する会議

- 経済財政諮問会議  
総合科学技術・イノベーション会議  
国家戦略特別区域諮問会議  
中央防災会議  
男女共同参画会議

C 審議会等

- 宇宙政策委員会  
民間資金等活用事業推進委員会  
日本医療研究開発機構審議会  
食品安全委員会  
事務局  
子ども・子育て会議  
体眼預金等活用審議会  
公文書管理委員会  
障害者政策委員会

原子力委員会  
地方制度調査会  
選挙制度審議会  
衆議院議員選挙区画定審議会  
国会等移転審議会  
事務局  
公益認定等委員会  
事務局  
再就職等監視委員会  
事務局  
退職手当審査会  
消費者委員会  
事務局  
沖縄振興審議会  
革新的事業活動評価委員会  
規制改革推進会議  
税制調査会

D 施設等機関  
経済社会総合研究所  
迎賓館